○九州地方整備局告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二日

九州地方整備局長　岡本　博

一　道路の種類及び路線名　道路の位置　縦覧場所

一般国道　三号ＢＰ　福岡県福岡市東区松島地先から同市博多区豊地先まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　株式会社長崎ケーブルメディア　代表取締役社長　川瀬　隆史

住所　長崎県長崎市勝山町三十七番地

三　他の管理者が行う管理の内容

一般国道三号ＢＰ道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び九州地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十二年一月二十七日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二日

北海道開発局長　関　克己

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道余市郡余市町梅川町五六三番一から同町白岩町二七〇番まで	前	ＢＡ	二〇・六〇～四九・五〇（メートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	七・〇〇～四五・七〇〇（メートル） 七・〇〇～四九・五〇〇（キロメートル） 二〇・六〇～四九・五〇〇（メートル）	
北海道余市郡余市町白岩町二一八番二から同町潮見町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三二八一林班つ小班まで	前	ＢＡ	六・〇〇～八九・五〇〇（メートル） 一一・〇〇～八九・〇〇〇（キロメートル） 一一・〇〇～八九・〇〇〇（メートル）	
	後	ＢＡ	六・〇〇～八九・五〇〇（メートル） 一一・〇〇～八九・〇〇〇（キロメートル） 一一・〇〇～八九・一〇〇（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道空知郡南富良野町字幾寅一二番から同町字幾寅一二〇番まで	前	ＢＡ	三二・九九～六〇・〇〇（メートル） 一一・一六九～一一・一六九（キロメートル）	
	後	ＢＡ	三二・九九～七〇・四四（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

三　(一)　路線名　二百三十六号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内	前	ＢＡ	二八・〇〇～三五・〇〇〇（メートル） 三一・〇〇～四一・〇〇〇（キロメートル） 三一・〇〇～四二・〇〇〇（メートル）	
北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内	後	ＢＡ	三八・〇〇～八二・〇〇〇（メートル） 〇〇・一九九～一九・〇〇〇（キロメートル） 〇〇・一九九～一九・〇〇〇（メートル）	
北海道浦河郡浦河町字上杵臼四五一番一地内	前	ＢＡ	三七・〇〇～四五・〇〇〇（メートル） 〇〇・〇四三～〇〇・〇四三（キロメートル） 〇〇・〇四三～〇〇・〇四三（メートル）	
	後	ＢＡ	三七・〇〇～四五・〇〇〇（メートル） 〇〇・〇四三～〇〇・〇四三（キロメートル） 〇〇・〇四三～〇〇・〇四三（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡興部町字沙留四四八番二八から同町字沙留四二九番二まで	前	ＢＡ	二四・四三～三〇〇・〇〇〇（メートル） 〇〇・七八五～〇〇・七八五（キロメートル） 二四・四三～三〇〇・〇〇〇（メートル）	
	後	ＢＡ	二四・四三～三〇〇・〇〇〇（メートル） 〇〇・七八五～〇〇・七八五（キロメートル） 二四・四三～三〇〇・〇〇〇（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

五　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡音威子府村字上音威子府北海道大学中川研究林二二一林班から同道枝幸郡中頓別町字栄国有林宗谷森林計画区宗谷森林管理署二〇八二林班と小班まで	前	ＢＡ	一三・一二～八九・二七（メートル） 一・九九九～一・〇四六（キロメートル） 二二・〇四～八九・二七（メートル）	
	後	ＢＡ	一三・一二～八九・二七（メートル） 一・九九九～一・〇四六（キロメートル） 二二・〇四～八九・二七（メートル）	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

六　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道上川郡上川町字菊水一八五番四から同町字菊水一八二番三まで	前	ＢＡ	七六・四八～一二四・八四（メートル） 〇〇・一七二～〇〇・一七二（キロメートル）	
	後	ＢＡ	五七・一八～一二〇・七六（メートル） 〇〇・一七二～〇〇・一七二（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月二日

北海道開発局長　関　克己

供用開始の区間	路線名	図面縦覧場所
北海道余市郡余市町白岩町一三九番から同町潮見町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三二八一林班つ小班まで	二百二十九号	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年三月二日